鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月５日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

鳥取県規則第96号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成８年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）
共通事項に係る事務処理権限

事項		事務処理権限の区分										
			専決権者				委任決裁権者					
種類	内容	知事	部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	会計担当職員	地方機関の長
略												
四　指導監督に関する事務	略											
	5　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。四の項の5の2において「認定法」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (一)　同法第4条の規定による公益認定 (二)　同法第8条の規定による公益認定に係る許認可等行政機関等の意見聴取	○		○								
	5の2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下四の項におい											

改正前

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）
共通事項に係る事務処理権限

事項		事務処理権限の区分										
			専決権者				委任決裁権者					
種類	内容	知事	部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	会計担当職員	地方機関の長
略												
四　指導監督に関する事務	略											
	5　民法（明治29年法律第89号）に規定する知事の権限に属する事務のうち同法第34条の規定による公益法人の設立の許可	○										

	て「整備法」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの											
	(一) 整備法第44条の規定による公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定	○										
	(二) 整備法第45条の規定による一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可	○										
	(三) 整備法第104条第1項において準用する認定法第8条の規定による移行の認定に係る許認可等行政機関等の意見聴取			○								
	(四) 整備法第104条第2項の規定による欠格事由の有無についての旧主務官庁の意見聴取			○								
	(五) 整備法第120条第4項の規定による移行の認可に係る旧主務官庁の意見聴取			○								
	略											
略												

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略										
青少年・文教課	略									
	二 私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づく知事の権限に属する事務（子育て支援総室の所掌事務に係るものを除く。）	略								
		6 同法第40条の3（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の仮理事の選任		○						
		7 同法第40条の4（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）の規定による学校法人の特別代理人の選任		○						
		8 略								
		9 略								
		10 略								
		11 同法第50条の7（同法第64条第5			○					

	略											
略												

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項 種類	事項 内容	事務処理権限の区分 知事	専決権者 部長	専決権者 課長	専決権者 地方機関の長	委任決裁権者 部長	委任決裁権者 課長	委任決裁権者 地方機関の長	地方機関の長の名称
略										
青少年・文教課	略									
	二 私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づく知事の権限に属する事務（子育て支援総室の所掌事務に係るものを除く。）	略								
		6 略								
		7 同法第49条（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）において準用する民法第56条又は第57条の規定による学校法人の仮理事又は特別代理人の選任		○						
		8 略								
		9 略								

		項において準用する場合を含む。）の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理								
		12　同法第50条の13第６項（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所への意見の陳述		○						
		13　同法第50条の14（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）の規定による清算人の清算結了の届出の受理			○					
		14　略								
		15　略								
		16　略								
		17　略								
		18　略								
	略									
略										
医療政策課	一　医療法（昭和23年法律第205号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		28　同法第44条第１項の規定による医療法人の設立の認可	○							
		29　同法第44条第３項の規定による財団たる医療法人の名称等の決定			○					
		30　略								
		31　略								
		32　同法第46条の４第５項の規定による医療法人の仮理事の選任			○					
		33　同法第46条の４第６項の規定による医療法人の特別代理人の選任			○					
		34　略								

		10　略								
		11　同法第58条（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）において準用する民法第77条第４項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理			○					
		12　同法第58条（同法第64条第５項において準用する場合を含む。）において準用する民法第83条の規定による清算人の清算結了の届出の受理			○					
		13　略								
		14　略								
		15　略								
		16　略								
	略									
略										
医療政策課	一　医療法（昭和23年法律第205号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		28　同法第44条の規定による医療法人の設立の認可	○							
		29　略								
		30　略								
		31　略								

		35 略								
		36 略								
		37 略								
		38 同法第55条第6項の規定による医療法人の解散の認可	○							
		39 同法第55条第8項の規定による医療法人の解散の届出の受理			○					
		40 同法第56条の6の規定による医療法人の清算人の氏名等の届出の受理			○					
		41 同法第56条の11の規定による医療法人の清算の結了の届出の受理			○					
		42 同法第56条の12第4項の規定による裁判所への意見の陳述		○						
		43 略								
		44 略								
		45 略								
		46 略								
		47 略								
		48 略								
		49 同法第57条第1項の規定による弁明の機会の付与 (一) 同法第44条第1項、第55条第6項及び第57条第4項の規定による認可をしない処分を受けた者に係るもの (二) 略	○							
	略									
医療指導課	略									
	二 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく知事の権限に属する事務	略								
		2 同法第24条の4の規定による国民健康保険組合の仮理事の選任			○					
		3 同法第24条の5の規定による国民健康保険組合の特別代理人の選任			○					
		4 略								
		5 同法第32条の2第2項の規定による国民健康保険組			○					

		32 略								
		33 略								
		34 略								
		35 同法第55条第3項の規定による医療法人の解散の認可	○							
		36 同法第55条第5項の規定による医療法人の解散の届出の受理			○					
		37 略								
		38 略								
		39 略								
		40 略								
		41 略								
		42 略								
		43 同法第67条第1項の規定による弁明の機会の付与 (一) 同法第44条第1項、第55条第3項及び第57条第4項の規定による認可をしない処分を受けた者に係るもの (二) 略	○							
		44 同法第68条において準用する民法第40条、第56条及び第57条の規定による医療法人の名称等の決定、仮理事の選任及び特別代理人の専任			○					
	略									
医療指導課	略									
	二 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく知事の権限に属する事務	略								
		2 略								
		3 同法第34条において準用する民法第72条第2項の規			○					

		合の残余財産の処分の許可								
		6　同法第32条の7第1項の規定による清算人の氏名等の届出の受理			○					
		7　同法第32条の7第2項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理			○					
		8　同法第32条の11第4項の規定による裁判所への意見の陳述		○						
		9　同法第32条の12の規定による清算結了の届出の受理			○					
		10　略								
		11　略								
		12　略								
		13　略								
		14　略								
		15　略								
		16　略								
		17　略								
		18　略								
		19　略								
		20　略								
		21　略								
	略									
略										
農政課	略									
	八　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		15　同法第40条第1項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による組合の一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は役員の選挙若しくは選任するための総会を招集して選挙若しくは選任をさせること			○					
		16　同法第40条第3項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による一時代表理事の選任			○					
		略								
		25　同法第71条第2項の規定による組合の清算人の選任			○					
		26　同法第72条の12の6の規定による			○					

		定による国民健康保険組合の財産の処分の許可								
		4　略								
		5　略								
		6　略								
		7　略								
		8　略								
		9　略								
		10　略								
		11　略								
		12　略								
		13　略								
		14　略								
		15　略								
	略									
略										
農政課	略									
	八　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
		15　同法第40条第1項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による組合の一時理事若しくは監事の職務を行うべき者の選任又は役員の選挙若しくは選任するための総会を招集して選挙若しくは選任をさせること		○						
		16　同法第40条第3項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による一時代表理事の選任		○						
		略								
		25　同法第71条第2項の規定による組合の清算人の選任		○						
		26　同法第73条第2項において準用す		○						

| | | |

| | | |

| | | |

			証明書の受理																		
			6　同令第43条の規定による関係行政庁への通知			○															
			7　同令第50条第1項の規定による公益目的取得財産残額の変動の報告書の受理及び同条第４項の規定による額の増額又は減額			○															
			8　同令第51条第1項の規定による契約成立後の報告書の受理			○															
			9　同令附則第4項の規定による書類及び財産目録の受理			○															
		三　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に規定する知事の権限に属する事務	1　同法第46条第2項の規定による解散の登記の嘱託			○							一　民法（明治29年法律第89号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの									
			2　同法第69条第1項の規定による特例民法法人の合併の認可		○																
			3　同法第69条第5項の規定による合併認可申請書の送付			○															
			4　同法第72条第2項の規定による特例民法法人の合併登記完了の届出の受理			○															
			5　同法第88条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下公益法人・団体指導室の項の三において「旧民法」という。）第38条第２項の規定による特例社団法人の定款の変更の認可		○									1　同法第38条第2項の規定による定款の変更の認可		○							
			6　同法第92条の規定による最初の評議員の選任方法の認可		○																
			7　同法第94条第6項の規定による特例財団法人の定款の変更の認可		○																
			8　同法第95条の規定によりなお従前の例によることとされる旧民法第67条第２項又は第３項の規定による業務の監督上必要な命令等（設立許可の取消し、解散の命令、残余財産の処分の許可、解散の届出及び清算結了の届出に係るものを除く。）			○								2　同法第67条第2項又は第3項の規定による業務の監督上必要な命令等			○						
														3　同法第71条の規	○								

| | | |

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第69号）に規定する知事の権限に属する事務	2　同令第33条第3項及び第4項の規定による公益目的財産額の確定等の通知			○						
五　略										
六　略										
七　略										
八　略										
九　略										
十　略										

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政改革局、人権局、地域づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興戦略総室、市場開拓局、農林総合研究所及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項		事務処理権限の区分									地方機関の長の名称
	種類	内容	知事	専決権者				委任決裁権者				
				部長	局長	課長	地方機関の長	部長	局長	課長	地方機関の長	
略												
経済・雇用政策総室	略											
	六　商工会法第10条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務（市町村長に委任したものを除く。）	略										
		16　同法第54条の3（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）の規定による清算が結了した旨の届出の受理				○						
	略											
略												

二　略										
三　略										
四　略										
五　略										
六　略										
七　略										

別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

行政改革局、人権局、地域づくり支援局、経済・雇用政策総室、産業振興戦略総室、市場開拓局、農林総合研究所及び水産振興局の個別事項に係る事務処理権限

所属名	事項		事務処理権限の区分									地方機関の長の名称
	種類	内容	知事	専決権者				委任決裁権者				
				部長	局長	課長	地方機関の長	部長	局長	課長	地方機関の長	
略												
経済・雇用政策総室	略											
	六　商工会法第10条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務（市町村長に委任したものを除く。）	略										
		16　同法第55条（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）において準用する民法第83条の規定による清算が結了した旨の届出の受理				○						
	略											
略												

附　則

この規則は、公布の日から施行する。